

県民のみなさまから「鳥取県立図書館協議会委員」を募集します

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例に基づく「鳥取県立図書館協議会」を設置しておりますが、幅広く図書館運営に関する意見を求めるため、委員を公募します。

募集人数	1名
応募資格	次の要件をすべて満たす方 1 県内在住で満18歳以上(令和8年9月1日現在)の方 2 図書館のあり方や利用促進に対して関心が高く、会議において公平・公正な立場で建設的な意見を述べるができる方 3 任命時に鳥取県の他の審議会等(鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条の規定により設置される附属機関)の委員に就任していないまたは就任の予定がない方 4 年2～3回程度、鳥取県立図書館で平日日中に開催する会議に出席できる方 5 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でない方 6 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方 7 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方または学識経験のある方
募集期間	令和8年4月23日(木)から同年5月11日(月)まで(必着)
任期	2年(令和8年9月1日から令和10年8月31日までを予定)
応募方法	応募用紙に必要事項を記載の上「応募・お問い合わせ先」に郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法で応募してください。なお、応募用紙は鳥取県立図書館のホームページからダウンロードできます。 ※ホームページURL (http://www.library.pref.tottori.jp/)
委員の決定方法	提出された応募書類の記載内容をもとに書面審査にて決定します。決定後は応募者全員に結果を通知します。
その他	応募書類は委員の決定を目的として使用し、それ以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

鳥取県立図書館協議会の概要

業務	図書館の運営に関し館長の諮問に応じたり、意見を述べたりする機関であり、鳥取県立図書館協議会を通じて幅広く図書館運営に関する意見を述べていただきます。
委員	10人以内で構成し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命します。
任期	2年
協議会	鳥取県立図書館を会場として年2～3回程度、平日日中に開催します。
報酬	県の規定による報酬及び交通費(実費)を支給します。
公表	鳥取県立図書館協議会は原則公開で行うため、氏名や発言概要は公表します。

応募・お問い合わせ先

〒680-0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館 総務課 図書館協議会担当

電話 0857-26-8155 ファクシミリ 0857-22-2996

電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp